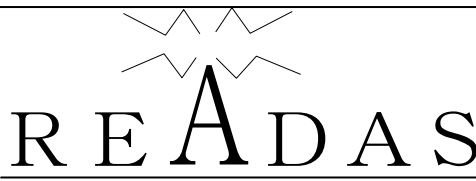


第 5599 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダースクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月 25日 金曜日
----------------	---	---

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

↳ 直系尊属からの贈与(暦年贈与の場合)

Q : 両親や祖父母からの贈与と叔父や叔母からの贈与では、贈与税の取扱いが違ってくるのか。どうなっているのですか？

A : 税率が違います。

【解説】

平成27年1月1日以降、父母や祖父母などの直系尊属からその年1月1日において20歳以上の子や孫への贈与は「特例税率」を、その他の贈与は「一般税率」を適用して贈与税額を計算することとなっています。

特例税率は一般税率より税率が低くなっています。

特例税率の適用を受ける場合で課税価格(贈与税の基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額)が300万円を超えるときは、次のA又はBに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書類を贈与税の申告書に添付して提出しなければなりません。

- A. 贈与者からの贈与について、初めて特例税率の適用を受ける場合には、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人がその贈与者の直系卑属に該当することを証する書類
- B. 贈与者からの贈与について、既に特例税率の適用を受けるために上記Aの書類を贈与税の申告書に添付して提出している場合には、提出した税務署名及びその年分を記載した書類

